

# 児童手当を受給している方

## 6月分以降の児童手当を受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### ▶現況届に必要な書類

- 児童手当現況届
- 健康保険被保険者証の写し(国民健康保険の方は不要です)
- 印鑑
- 今年の1月1日に本町に住民登録のなかった方は平成27年分の所得が確認できるもの。(源泉徴収票・確定申告書・平成28年度所得課税証明書など(いずれも写し))  
※配偶者を扶養していない方は配偶者分も必要となる場合があります。平成28年1月1日時点で住民登録をしてきた市区町村から取り寄せてください。
- 受給者と児童が別居している方
  - 別居監護申立書
  - 児童が町外に住民登録している場合は、その児童が属する世帯全員の住民票
- 現在、児童手当用に登録している口座を変更したい方は通帳の写し。ただし、受給者の名義以外の口座に変更することはできません。

※必要に応じては、この他にも提出していただく書類があります。

▶提出場所／役場福祉こども課児童福祉係・川湯支所(受付時間／土・日曜日、祝日を除く8時45分～17時30分)

▶提出期限／6月30日(木)

問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

## ヒグマの情報が多発しています

今年は、昨年よりも早い時期から、ヒグマの目撃情報や足跡など痕跡の情報が寄せられています。

4月下旬には弟子屈市街地での目撃事案が発生しました。(4月以降7件(5月24日時点))

6月以降、道路横断や畑地などでの目撃情報が、一層増えることが予想されます。

### ▶日常生活で注意できること

- 生ごみは、収集日当日以外の日には絶対に出さない。
- コンポストの使用を控える。(食べ物などにおいてヒグマが近づくことがあります)
- ごみのポイ捨てをしない。
- 1人で野山に入らない。入る場合は音の出るものを携帯する。
- 野山でヒグマのフンや足跡を見たら引き返す。

### ▶万が一ヒグマに遭遇した場合

- 役場農林課か弟子屈警察署 ☎ 4 8 2 - 2 1 1 0 にすぐに通報する。

※住民の皆さんや観光客の方の安全確保のため、ご協力をお願いします。



問い合わせ先／役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

ぜひご利用を！

## 納税は便利な口座振替で！！

口座振替できるもの	町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、上下水道使用料などです。	税目別納税通知書発送一覧 ●軽自動車税／4月発送済み ●固定資産税／5月発送済み ●町・道民税／6月上旬発送予定 ●国民健康保険税／6月中旬発送予定
取扱金融機関	釧路信用金庫本支店、北洋銀行本支店、摩周湖農業協同組合本所、ゆうちょ銀行です。	
申し込み手続き	取扱金融機関または役場各担当課、川湯支所で預金通帳使用の印鑑を持参し手続きをしてください。ゆうちょ銀行については、各郵便局窓口での手続きとなります。	

### □税目別納期一覧

主な町税の納期は次のとおりとなっています。納期限を守って納税しましょう！

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期										
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限日は各月の月末です。(12月・2月の納期限日は25日)

※納期限日が休日の場合は、翌営業日になります。

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

## 食品の放射性物質簡易検査を行っています

東日本大震災時の原発事故以降、食の安全性に対する懸念が高まっています。

町では、独立行政法人国民生活センターから放射性物質検査機器の貸与を受け、町学校給食センターと町立保育園が1都16県で生産・加工・製造された食品を給食に使用する場合、検査を行っています。

この検査機器については、皆さんが自家消費する食品についても簡易検査をすることができます。希望される方は、下記をご確認の上、お問い合わせください。

### ▶簡易検査対象品／町民の方が自家消費するための食品が対象です。ただし、次の食品は対象外とします。

- 道内(本町を除く)で生産、製造・加工、採取などされたもの。
- 国外で生産、製造・加工、採取などされたもの。
- 原発事故以前に生産、製造・加工、採取などされたもの。
- 飲料水、牛乳、乳児用食品。
- その他、既に検査済みであるなど、検査することが適当でないと思われるもの。

### ▶注意事項

- 問い合わせの際に、検査したい食品(以下、検体)の種類、量、検査希望日などについて、ご連絡ください。
- 検体は、体積220ml以上(推奨/1,000ml)が必要です。
- 検体は、お返しできません。
- 検査には数時間かかりますので、後日、検査結果をご連絡します。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)